

これからの家庭教育

～旭川刑務所視察研修を終えて～

和寒町青少年育成町民会議事務局 瓜 徹 良

小雨が時々ぱらつく曇天の11月1日、青少年育成運動推進上の諸問題について上川支庁管内青少年育成運動推進指導員および市町村青少年行政担当者を対象に、研修を通して資質と指導力の向上を図る目的で旭川刑務所の視察研修が行われ、和寒からは笠嶋彰英青少年育成運動推進指導員と私を含め管内関係者20名が参加しました。鉄格子のある門から入り、2階の会議室に通され、処遇部長である刑務官の方(身長180センチ、体重100キロ、柔道5段)から旭川刑務所の概要説明を受けました。

この旭川刑務所は8年以上の刑期で犯罪傾向の進んでいる最も重い受刑者が主に収容されているL B級施設(注1)。全国ではこのような刑務所は東京、大阪など首都圏を除く旭川、宮城、岐阜、徳島、熊本の5カ所あります。2000年の刑法の改正により少年の入所年齢が16才から14才に変更になり、14才から刑務所に入ってくる場合があるとのこと。また、少年院では今回の刑法改正で入所年齢は14才が12才に変更されたそうです。なお、今後の刑務所の施設運営はP F I刑務所(官民協同刑務所)(注2)を目指しているようです。

刑務所内での生活は受刑者の社会復帰に役立つように教育的な内容をもって計画され、月曜日から金曜日まで、作業に就きますが、毎月2回の教育的処遇日には、教養番組の視聴や改善指導、読書、自己学習などの各種教育活動が実施されています。

さらに矯正処遇として、懲役受刑者は、法律に基づき作業に従事することが義務づけられています。作業の目的は勤労の意欲と能力を養成すること、規則正しい生活態度を身につけさせることなどにあります。業種には木工、金属、印刷、皮革製造等があります。

通常作業の他に資格取得や技能・知識の習得を目的にした職業訓練も実施されています。刑務所では矯正処遇の義務化がなされており、受刑者が規則正しい生活の中で、罪を反省し善良な社会人として更正復帰できるように、必要な教育が行われています。

刑執行開始時においては適正検査を行い、その人にあった作業業種に振り分けられます。

改善指導は被害者の視点に立った教育、暴力団離脱指導、薬物依存離脱指導、宗教教誨、余暇活動としては通信教育、クラブ活動、レクリエーション等があり、釈放前にも各指導があります。

健康・医療面では健康上栄養に配慮した食事を支給し、健康衛生面に配慮しながら季節に適した衣類、寝具を支給・貸与しています。医療については医師や看護資格のある職員が健康管理に努め、定期的に健康診断や保健指導も行っています。

受刑者が円滑な社会復帰ができるように、良好な帰住先と引受人を確保するため、更正保護施設などの保護機関等との連携を密にした保護調整が行われています。また仮釈放は改悛の情が顕著で、再犯のおそれないと認められる者について、更正保護委員会(注3)が許可することとなっています。

以上、処遇部長から概要説明を受けた後、施設の見学をさせていただきました。生活態度がまじめな受刑者は独居に入り、他の受刑者は共同房で7～9人が入っていました。7人の部屋に9人が入るので、かなりストレスがたまるそうです。各部屋にはテレビが置かれていましたが、番組を自由に見られるのではなく、事務所が番組を決めて流しています。そうでなければチャンネル争いで、けんかになるからだそうです。

共同作業所ではそれぞれの業種に別れ、受刑者が一生懸命作業をしていました。また、建物の外と塀の間には、ちょっとした野球やソフトボールができるグラウンドもありました。

見学が終わり質疑応答では、『刑務官は受刑者と接する場合、ピストル、警棒は身につけているのか』の質問には『丸腰で受刑者と接する』とのことでした。刑務官は日頃より丸腰で接するよう鍛錬をしているとのことでした。

この施設見学で感じたことは決して罪を犯すことなく、このような施設には絶対に入らないように、また、入らせないようにしようという思いでした。

現在、立派な社会人になるために勉強をしている小学生、中学生、高校生の皆さんそして、その勉強を教える先生方、その子どもたちを見守るお父さん、お母さん家族の方々及び関係者たちが、子どもたちが正しい道からはみ出さないよう、みんなで関わりあっていきましょう。



(注1)・・・L B級施設～L＝執行刑期8年以上で犯罪傾向の進んでいる者
B＝初犯でない累積者の受刑者が主に収容されている施設
A＝初犯の者

(注2)・・・P F I刑務所(官民協同刑務所)P F IとはPrivate Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)～今後の刑務所の施設運営は、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法で、国や地方公共団体の事業コストの削減や、より質の高い公共サービスの提供を目指しているようです。

(注3)・・・更正保護委員会～法務大臣の管理のもとに仮釈放の許可、その取り消しなどの他保護観察所の事務監督にあたる機関。